

令和7年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 岐南町水道事業
採水の場所: 東水源地(平島公園)・西水源地(八剣北公園)・中央水源地(薬師寺公園)
水源種別: 地下水
原水全項目水質検査: 7月実施
水質検査委託機関名称: 株式会社 総合保健センター

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
14 四塩化炭素	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
20 ベンゼン	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
34 鉄及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
35 銅及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
37 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していない場合検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
40 蒸発残留物	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
43 1・2・7・テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
45 フェノール類	年1回							○						1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水源、浄水方法に変更がないため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していない場合検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していない場合検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していない場合検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していない場合検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していない場合検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していない場合検査回数の減不可
項目数		24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9		